

主な指導事例（平成 26 年 10 月）

1 減額（消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 1 号前段）

業種	概要
建設業	A 社は、内装工事、仮設工事及び警備業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後に供給を受けた当該役務の対価について、既に取り決めていた対価の一部を減じて支払っていた。
ホテル業	B 社は、食材等の納入業者（特定供給事業者）に対し、毎月の消費税込みの請求金額から約 1 パーセントを差し引いて支払っていた。

2 買ったとき（消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 1 号後段）

業種	概要
織物業	C 社は、絹織物の製造を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
小売業	大規模小売業者である D 社は、自社で販売する衣料品の裾直し等を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
スポーツ施設提供業	スポーツ施設を運営する E 法人は、当該施設におけるスポーツ等の指導を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
地方公共団体	F 市は、同市の指定ごみ袋の販売業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対して、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。

3 本体価格での交渉の拒否（消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 3 号）

業種	概要
建設業	G 社は、工事を委託している建設業者（特定供給事業者）に対し、当該事業者から本体価格（税抜価格）による価格交渉を求められても、交渉に応じていなかった。